

佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：臼田武道館

会 場	時 間	区 分		
		専用しない場合 (個人使用)	専用する場合	
			アマチュアスポーツ に使用	アマチュアスポー ツ以外に使用
柔道場	午前 9 時から正午まで	100円	620円	
	正午から午後 5 時まで	150円	830円	
	午後 5 時から午後 7 時まで	100円	410円	
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	100円	410円	
	全日 (午前 9 時から午後 5 時)	520円	1,250円	
剣道場	午前 9 時から正午まで	100円	620円	
	正午から午後 5 時まで	150円	830円	
	午後 5 時から午後 7 時まで	100円	410円	
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	100円	410円	
	全日 (午前 9 時から午後 5 時)	520円	1,250円	

電気料	1 時間 1 面 : 200 円
-----	------------------

- (備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの(以下「市外使用者」という。)の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍(市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあっては、2 倍)に相当する額とする。
- 2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。
- 3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。
- 4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。
- 5 体育館を午前 9 時以前に使用する場合の使用料は、1 時間当たり(その使用時間が 1 時間に満たないときは 1 時間とする。以下同じ。)、当該体育館の午前の使用料の午前 9 時から午前 10 時まで使用した場合に相当する額とし、午後 9 時 30 分以降に使用する場合は、1 時間当たり、当該体育館の夜間の使用料の午後 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで使用した額に相当する額とする。ただし、午前 9 時以前又は午後 9 時 30 分以降の使用は、大会等のために使用する場合に限るものとし、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。